

## SSC 会員規約

### 第1条（規約の適用）

本規約は、一般財団法人食品安全マネジメント協会（JFSM）が運営する SSC 会員制度に入会を希望する申請者及び SSC 会員として承認された会員（SSC 会員）に適用されます。

### 第2条（SSCAP（Sustainable Supply Chains Assessment Platform）年間登録料割引）

SSC 会員は、会員の権利の一つとして、持続可能サプライチェーン評価ツール(SSCAP(Sustainable Supply Chains Assessment Platform)) の年間登録料割引を受けることができます。この割引は、SSC 会員が SSCAP システムの SSC 会員番号入力欄に SSC 会員番号を入力し、JFSM がその SSC 会員番号を確認することにより適用されます。割引料金の適用開始は、JFSM による SSC 会員番号確認後の SSCAP 登録時または更新時となります。

2 食品安全事業に関する JFS 会員は、SSC 会員への入会申請をすることにより、SSC 会員制度の年会費を支払うことなく SSC 会員資格を得ることができます。SSC 会員に入会を希望する者は、自社または「連結親会社・ホールディングカンパニー」が JFS 会員に入会しているかを確認し、該当する場合は SSC 会員に入会を申請します。「連結親会社・ホールディングカンパニー」が JFS 会員で自社が連結対象法人等として JFS 会員となっていない場合は、自社が「連結対象法人・ホールディングカンパニーに属する法人」として JFS 会員へ入会を申請し、JFS 会員として承認されたのちに SSC 会員への入会を申請します。

3 SSC 会員が SSCAP システムへ SSC 会員番号を入力せず SSCAP 年間登録料の会員割引が適用されなかった場合、JFSM は受領した年間登録料の通常料金と会員料金の差額を返金しません。

### 第3条（SSCAP ガイドライン、動画、e-learning コンテンツ）

SSC 会員は、会員の権利の一つとして、SSCAP ガイドラインや SSCAP の理解を深めるための動画、e-learning で学習する機会を得ることができます。これらは JFSM が指定する URL からのファイル閲覧などにより提供されます。

2 SSC 会員は、SSCAP ガイドライン、動画、e-learning コンテンツの無断転載や無断引用等の二次利用を行ってはなりません。また、ダウンロード可能なファイルを事前の許可なく第三者へ提供、譲渡、または再配布してはなりません。

### 第4条（規約の変更）

JFSM が必要と判断したときは、JFSM は本規約を変更することができます。JFSM が本規約の内容を変更するときは、当該変更の事実、その効力発生日および変更内容を、JFSM ウェブサイトに掲示する方法など、JFSM が適当と判断する方法で実施します。

### 附 則

この規約は 2024 年 11 月 13 日から施行します。